

令和6年度 青森県・深浦町 連携融資制度

深浦町では、青森県が実施する特別融資制度の利用者を対象に、信用保証料の補助を行います。

〈各制度で共通の要件〉

- ① 個人にあっては深浦町内に住所を有する方、法人にあっては深浦町内に法人登記をした事業者、またはその予定の事業者
- ② 深浦町に納付すべき税金を滞納していないこと
- ③ 補助対象融資額 1, 000万円以内

1 青森県「青森新時代」への架け橋資金（創業枠）（マル架）

◇ 補助対象者

県要綱2（1）、（4）⑤、⑥に該当する方で、深浦町内で新たに中小企業者として事業を開始しようとする方、または事業を開始して1年に満たない中小企業者

◇ 補助対象期間

10年以内（うち据置期間1年以内）

◇ 補助内容

県による信用保証料の30%補給後の信用保証料を全額補助（事業者へ直接交付）
（ただし、スタートアップ創業枠の融資を受けた場合の上乗せ0.2%分は除く）

2 青森県経営安定化サポート資金（経営安定枠）（マル定）

◇ 補助対象者

県要綱2（2）③、④（原油高、物価高騰による売上減少）による融資を受けた方

◇ 補助対象期間

10年以内（うち据置期間2年以内）

◇ 補助内容

信用保証料を全額補助（事業者へ直接交付）

3 青森県事業活動応援資金（マル応）

◇ 補助対象者

次のいずれにも該当する方

- ・1年以上継続して同一事業を営んでいること
- ・青森県事業活動応援資金（事業活動枠）による融資を受けた方

◇ 補助対象期間

7年以内（うち据置期間 運転資金：6か月、設備資金：1年以内）

◇ 補助内容

信用保証料を全額補助（事業者へ直接交付）

4 青森県伴走支援型借換資金（マル伴）

◇ 補助対象者

県要綱2に該当する方

◇ 補助対象期間

10年以内（うち据置期間 5年以内）

◇ 補助内容

信用保証料を全額補助（事業者へ直接交付）

実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(予算の都合により、保証料補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し、青森県が実施する特別融資制度を利用することは可能です)

〈連携融資制度に関するQ & A〉

Q 1. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A 1. 融資を受けるにあたっては、青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申し込みください。

なお、お申し込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料の補助対象者であることを確認できる書類（法人の登記事項証明書など）を併せてご提出ください。

Q 2. 希望融資額が1000万円を超える場合、または融資期間が10年を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A 2. 信用保証料の補助対象となる融資は「融資額1000万円以内かつ融資期間10年以内（据置期間：1年以内）」のものに限られます。

ただし、例えば、融資額1500万円（融資期間：10年以内）を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる1000万円の融資と補助対象外の500万円の融資を2口に分けることで、当該1000万円の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

Q 3. 深浦町内に本社又は主たる事業所（個人の場合は住所）がありますが、町外の事業所の事業資金に対する融資について信用保証料の補助を受けることができますか？

A 3. 信用保証料の補助対象となる融資は、町内に住所を置く事業所の事業資金に限られます。本店の登記（個人の場合は住所）が深浦町にあっても、町外の事業所に係る事業資金は対象になりません。

（※）青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工組合中央金庫、東日本信用漁業協同組合連合会

お問合せ先

○信用保証料補助に関すること

深浦町観光課 商工振興係 電話 0173-74-4412（直）

○青森県特別融資制度に関すること

青森県経済産業政策課中小企業金融グループ 電話 017-734-9368（直）